

## 医薬品配置販売業に従事する皆さんへ

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

一般社団法人全国配置薬協会

政府では、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を定め、感染者数の抑制、医療提供体制並びに社会機能を維持するため、「三つの密」を避けることや積極的疫学調査等を通じて、クラスターの発生を封じ込めるべく、各種施策が展開されているところですが、感染者の急増や感染経路が特定できない症例が多数に上る状況を踏まえ、令和2年4月7日には東京、千葉、埼玉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県に対し「緊急事態宣言」が行われました。

その基本方針の別添では、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として「医療関係者」が指定され、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の製造・販売従事者に対しても「『三つの密』を避けるための取り組みを講じていただきつつ、事業の継続を求める」とされています。

一方、その基本的対処方針では、事態収束に向け、接触機会の低減を目指し、蔓延防止策を講じることとしています。

このため、配置販売業務に従事するにあたっては、事前に電話連絡等を入れ、訪問の可否の確認を行うとともに、下記の事項に留意され、感染防止対策を徹底されますようお願いいたします。

#### ■チェック項目

- ✓ 毎朝必ず検温を行い、発熱やかぜの症状がある場合は業務を行わない。
- ✓ 手洗いの励行。
- ✓ 「咳エチケット」を守る。マスクは必ず着用する。
- ✓ 手指消毒用のアルコールを携行し、業務を行う前に必ず消毒を行う。
- ✓ 玄関ドアを開けたままにするなどし、密閉を避ける。
- ✓ お得意先では相手と2メートル程度、離れて相対する。
- ✓ お得意先での滞在時間は極力、短時間とする。

#### ■新型コロナウイルス対策に関する正しい情報と対応策、救済策等を啓蒙

首相官邸ホームページ「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」等に掲載されている感染予防対策等の情報をお得意先に提供し、注意を促す。

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

★感染の懸念がある場合や、万一、感染した場合は…

- 「新型コロナウイルス対策『帰国者・接触者相談センター』」へ連絡（各都道府県の保健所等に設置）
- センターの指示に従い、感染拡大防止策を実施（事務所・居宅の消毒、過去2週間の訪問先及び濃厚接触者の確認・報告、濃厚接触者のPCR検査の実施等）